

2020年5月14日

復興庁設置法等の一部を改正する法律案 趣旨説明質疑

立憲民主・国民・社保・無所属フォーラム 金子恵美

立憲民主・国民・社保・無所属フォーラムの金子恵美です。

新型コロナウイルス感染症で、お亡くなりになられた方々、御遺族の皆様に謹んで哀悼の意を表しますと共に、罹患された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

また、現在、医師や看護師、病院スタッフの方々が新型コロナウイルスとの闘いの最前線で懸命に取り組まれており、その御努力に深く敬意と感謝の意を表します。

冒頭、森法務大臣に質問します。

先週末から「#検察庁法改正案に抗議します」というツイートが始まり、現在約1000万件に迫りました。この改正が行われれば、準司法機関である検察が常に政権の顔色を窺い、三権分立の危機に瀕すると多くの国民の皆様が日本の未来を憂えています。森法務大臣の委員会出席が拒まれていることから、質疑不能となっています。森法務大臣、自ら委員会に出席すると与党に要望して頂けませんか。明確な答弁を求めます。

また、国民の皆様が最も懸念している定年延長や役降り特例の基準を昨日内閣委員会で後藤委員が求めた際の答弁が「今は基準がない。施行までに明らかにしたい。」というものでした。これでは検察官の定年延長や役降りの特例基準を政府に白紙委任せよと言っているのと同じです。委員会審議において基準を明らかにする事をお約束下さい。

法務大臣

それでは、復興庁設置法等の一部を改正する法律案について、質問いたします。

1 新型コロナウイルスでさらに苦境に陥る被災地への支援

東日本大震災・原発事故発生から、台風被害等を受けながらも10年目に入り、日常生活や事業の経営を取り戻しつつある中で、新型コロナウイルスの感染拡大は、被災地の皆様の心に影を落としました。岩手県の沿岸部では仮設住宅を退去する予定であった方々が、工事の遅れにより仮設暮らしの延長を余儀なくされました。

また、災害公営住宅などに暮らす高齢者の方々は、三密をさけるため、交流会などが中止となったことから、さらなる孤立感に苦しむのではないかとの懸念があります。

そして、復興途上の中で、事業者の方々も、経済的に大打撃を受け大変厳しい状況下に置かれています。観光資源を再生させ復興に向けて前進してきた地域も大きな影響を受けています。復興はまだ道半ばで、引き続き国が一丸となって復興政策を進める必要がある中で、新型コロナウイルスにより苦境に陥っている方々への支援をこれまで以上に強力に

推し進めていく必要があると思いますが、政府の今後の対応方針を伺います。

復興大臣

(復興庁設置法の一部改正)

2 地震・津波被災地域（5年とした経緯）

政府は、被災地の強い要望等を踏まえ、復興庁の設置期間を10年間延長する本法律案を提出しましたが、地震・津波被災地域については、復興・創生期間後5年間で復興事業が役割を全うすることを目指すとしております。

一方、関係自治体からは、復興庁の設置期間の延長を評価しつつも、5年間で区切ることに対する不安の声が上がり、政府に対して柔軟に対応して欲しいとの要望が出されました。

政府は、心のケア等のソフト面の施策については、更なる継続に含みを持たせておりますが、地震・津波被災地域について、5年間で復興事業が役割を全うすることを目指すに至った経緯について、政府の見解を伺います。

また、東日本大震災の被災地は、震災以前から少子高齢化や人口減少、産業の空洞化等の課題が進行していた地域であり、現在も人口減少に歯止めがかかっておりません。新たな人を呼び込むためには、復興施策を検証しつつ、これまでの枠組みに捉われない新たなアプローチを行うことが必要であると考えますが、政府の見解を伺います。

復興大臣

3 復興庁の在り方

昨年12月に閣議決定された新基本方針においては、「復興の司令塔として各省庁の縦割りを排し、政治の責任とリーダーシップの下で東日本大震災からの復興を成し遂げるため、復興庁の設置期間を復興・創生期間後10年間延長する。復興事業予算の一括要求や地方公共団体からの要望等へのワンストップ対応など、現行の総合調整機能を維持する。」とありますが、そもそもこれまでの復興期間で、復興庁は司令塔としての役割を果たしてきたのでしょうか、被災地のニーズにワンストップで対応してきたのでしょうか、また、それを第三者機関等において、しっかり検証しているのでしょうか、政府の見解を伺います。

復興大臣

4 蓄積した復興に係るノウハウの活用の在り方について

本法律案においては、附則に「東日本大震災からの復興に関する知見の活用」に関する規定が置かれております。

政府は、復興庁が蓄積したノウハウを今後起こりうる大災害にどのように活用することを想定しているのでしょうか。また、本法律案の規定によって、蓄積したノウハウを関係行政機関等と共有し活用することがこれまで以上に促進されるのでしょうか、政府の見解を伺います。

復興大臣

(東日本大震災復興特別区域法の一部改正)

5 復興特区税制の対象地域の重点化

復興特区法において、雇用機会を創るため、従前の災害関係税制にはない税制の特例措置が講じられ、多くの投資が呼び込まれています。

本法律案では復興特区税制の対象地域を見直し、重点化を行う対象地域は政令に委任することとしています。被災地のためにも、政府は可能な限り早い段階で重点化地域を示す必要があると考えます。政府の見解を伺います。

復興大臣

(福島復興再生特別措置法の一部改正)

6 原子力災害被災地域に対する支援の継続について

本年3月、特定復興再生拠点区域の一部の避難指示が解除され、初めて帰還困難区域の解除が実現しました。

避難指示解除は進められてきているものの、いまだに避難を余儀なくされている多くの方がおり、ふるさとを取り戻し、真の復興を成し遂げるためには、長い時間がかかります。

原子力災害被災地域の復興・再生に向けた今後の政府の取組を当面10年間としましたが、被災地の安心につなげるためにも、帰還困難区域における中長期的な具体的な対応方針を、被災地をはじめ国民に示す必要があると考えます。政府の見解を伺います。

復興大臣

7 移住・定住の促進や交流・関係人口の拡大（子ども・被災者支援法と関連して）

本法律案は、福島再生加速化交付金の対象に住民の帰還に向けた生活環境整備等の施策に加え、移住の促進や交流人口・関係人口の拡大等に資する施策を追加するものとしています。この交付金については、福島県及び対象市町村がその地域の特性に即して自主的かつ主体的に事業を実施できるよう十分な予算を確保するとともに、新しい住民の定着につながる魅力的なまちづくり等に資するよう柔軟な執行ができるようにすべきと考えますが、政府の見解を伺います。

一方、いわゆる「子ども・被災者支援法」には、自らの意思で移動、帰還を行えるよう適切に支援すること、支援の必要性が継続する間は確実に実施することがうたわれていることから、避難指示の解除により一方的に帰還を強制されることはあってはなりません。今回の法改正により、帰還政策に加え、移住政策が推進されるとしても、自主避難者、県外避難者を含めた避難者の最後の一人に至るまで必要な支援は継続されなければなりません。政府の決意を伺います。

復興大臣

8 福島復興再生計画の創設について

本法律案では、福島特措法に明記されている3つの計画を統合し、地域の実情を踏まえ、新たに福島県が作成し、国が認定する「福島復興再生計画」を創設することとしています。

しかし、福島においては、双葉町などようやく復興が始まったばかりの地域もあることから、広域地方公共団体である県が計画を作成しつつも、国が引き続き県を助け、継続して復興に関わっていく姿勢を示していく必要があります。政府は緊急事態宣言下において、

様々なことを自治体に丸投げしていますが、この計画作成については、くれぐれも県に丸投げすることなく、国が前面に立って支援していくことを求めます。また、市町村や住民の意向が計画にうまく反映される体制づくりも進めていく必要がありますが、県が主体となって計画を策定する際の今後の国の関わり方について、政府の見解を伺います。

復興大臣

（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部改正及び特別会計に関する法律の一部改正）

9 復興・創生期間後の復旧・復興事業の規模及び財源

政府は、新基本方針において、復興・創生期間後の復旧・復興事業の規模と財源の見込み額を示しました。それによると、復興・創生期間後5年間の復興財源については、復興特別税の上振れ分で賄うことができ、新たな財源は必要ないとしています。しかし、今、世界中で新型コロナウイルスによる経済への深刻な影響が懸念されている状況下で、税収の上振れ分を本当に確保することができるのでしょうか、また、この税収の上振れ分を確保できない場合、どこから財源を確保しようと考えているのか、政府の見解を伺います。

財務大臣

10 エネルギー対策特別会計におけるエネルギー需給勘定から電源開発促進勘定への一時的な繰入れ

現時点で、政府は中間貯蔵施設費用相当分として、エネルギー対策特別会計の電源開発促進勘定から、30年以内とされる事業期間終了後5年以内にわたり約1.6兆円を支出する予定となっています。

本法律案は、エネルギー対策特別会計のエネルギー需給勘定から、一時的に電源開発促進勘定への繰入れを可能とするとともに、あわせて将来的に繰入金を電源開発促進勘定からエネルギー需給勘定へ返還するものとしています。目的外使用であるとの指摘があります。

今後、中間貯蔵施設費用が不足することが見込まれることからこのような規定を設けたのでしょうか、本規定の創設の経緯及び今後の適用可能性について、政府に伺います。また仮に繰入れが行われた場合、将来的な返還は担保されるのでしょうか、政府の見解を伺います。

経産大臣

（その他）

11 汚染水問題

東電福島第一原発で増え続ける放射性物質トリチウムを含む処理水、いわゆるALPS処理水の処分方法について、政府の小委員会は報告書を取りまとめ、「水蒸気放出」と「海洋放出」の2つに絞り込みましたが、処理水を放出する際に予想される風評被害について具体的な対策は盛り込まれておりません。

安倍総理は、今夏頃までの処分方針決定の可能性を示唆しており、政府は4月から処分方法の決定に向け、地元をはじめとした幅広い関係者から意見を聴取するための会合を開催しております。

会合は福島県で2回行われた後、第3回会合は、Web会議で開催されました。緊急事態宣言が出されているこの非常事態に、今リスクを冒して開催を強行する必要があるのでしょうか。小委員会報告書のお墨付きと時間切れを理由に処理水の処分方法の決定を急いでも、地元は到底納得できるものではありません。

会合では、福島県漁業協同組合連合会は海洋放出には断固反対し、JA福島中央会は二者択一には反対するなど、農林水産団体の代表者はALPS処理水の放出に反対の立場を明確にしています。本当に二者択一しか選択肢はないのでしょうか。政府の答弁を求めます。

最終決定に当たっては、農林漁業関係者をはじめとする地元の皆様、国民の皆様の理解と更なる議論が必要不可欠です。地元の市町村議会の説明会でも、様々な懸念が示され、国に万全の対策を求めています。国の責任ある対応が必要であると考えますが、政府の見解を求めます。

経産大臣

(最後)

今、猛威を振るう新型コロナウイルスは、世界中の政治や経済を混乱に陥れています。こうした中、慎重な議論が求められる汚染水問題について、コロナ禍に紛れ拙速に議論を進めようとする政府の姿勢は、断じて許されるものではありません。

最後に、真摯に被災者の声に耳を傾け、「復興・創生期間」後においても、被災者の最後の一人まで支援を続けることを強く求めて、質問を終わります。